

# 医療分野における復興特区制度について（東日本大震災復興特別区域法関係）

- 地域が主体となった復興を支援するため、地域の創意工夫を活かし、区域を限って規制等の特例措置を講ずる「復興特区制度」が創設された。（東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月14日公布。同月26日施行予定））
- 被災3県を始めとする被災地域のニーズを踏まえ、病院の人員配置に関する特例措置を盛り込んだ。

## 必要な手続

特定地方公共団体（道県）※1が  
「地域医療確保事業※2」を  
定めた復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣が認定  
（厚生労働大臣が同意）

認定

計画の区域内の病院に対し  
右の特例措置を適用

## 特例措置

### I. 医療法施行規則第19条第3項の特例

<内容>

人員配置基準の算定に当たって、入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数について、通常前年度の平均値を用いて計算するところを、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることを可能とするもの（直近3ヶ月の平均値等）

<適用期間>

特定地方公共団体が定める事業期間（最長で施行後5年）

### II. 医療法施行規則附則第50条の特例

<内容>

病院における医師配置基準を通常の9割相当まで緩和（最低数は3人）  
（要件）

- ① 他の病院又は診療所との密接な連携を確保する等適切な医療を提供するための取組を行うと認められる病院であること
- ② その所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で当該病院が不可欠であると認められる病院であること
- ③ 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院であること

<適用期間>

適用開始から3年間（申請は事業期間内に行う必要）

※1 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等を有する地方公共団体

※2 計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業であって特例措置の適用を受けるもの